

## 金融商品取引法の政省令案

制度調査部  
横山 淳

### 金融商品取引法シリーズ-51

#### 【要約】

2007年4月13日、金融庁は「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等の公表について」を発表した。これは、新しい金融商品取引法の細目を定める政省令案である。

併せて、金融庁は、施行時期についても「2007年9月頃」を予定していることも明らかにした。

今回の政省令案の中では、適格機関投資家の範囲の拡大や、プロ・アマ区分の基準なども示されている。

ただし、内部統制報告書等の様式や作成方法等については、今回の政省令案には盛り込まれていない。今後、別の内閣府令案によって定められる予定である。

#### 金融商品取引法の政省令案、公表

2007年4月13日、金融庁は「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等の公表について」を発表した<sup>1</sup>。これは、新しい金融商品取引法の細目を定める政省令案である。

同時に、金融庁は、施行時期についても「2007年9月頃」を予定していることも明らかにしている。

今回、公表された政省令案を列挙すると次の通りである。

- 1.証券取引法の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案
- 2.金融商品取引業等に関する内閣府令案
- 3.金融商品取引業協会に関する内閣府令案
- 4.金融商品取引所等に関する内閣府令案
- 5.有価証券の取引等の規制に関する内閣府令案
- 6.証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案
- 7.企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案
- 8.投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令案
- 9.有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令案
- 10.銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令案
- 11.金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案

<sup>1</sup> 金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070413-3.html>) に掲載されている。

12. 金融商品取引業者営業保証金規則案
13. 投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令案
14. 疑わしい取引の届出の方法等に関する命令等の一部を改正する命令案
15. 特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令案
16. 投資者保護基金に関する命令等の一部を改正する命令案
17. 中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令案
18. 労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令案
19. 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令案
20. 商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十七条において準用する同第三十条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令案
21. 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令を廃止する命令案
22. 商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令案
23. 商品投資販売業者の業務に関する命令を廃止する命令案
24. 不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令案

## 金融商品取引法とは？

金融商品取引法とは、現行の証券取引法を母体として、金融先物取引法、投資顧問業法なども統合した新しい「投資者保護のための横断的な法制度」である。

昨年 6 月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」に基づいて、現行の証券取引法の改正という形で段階的に実施される。実施の大まかな流れを示すと次の通りである。

法律名	内容	施行日
1. 証券取引法（名称は証券取引法のまま）	証券取引等監視委員会の権限強化 「見せ玉」規制強化 相場操縦などに対する罰則強化	2006 年 7 月 4 日
2. 証券取引法（名称は証券取引法のまま）	T O B 制度の見直し	2006 年 12 月 13 日
	大量保有報告制度の見直し 重要提案行為等関連	同上
	特例報告の頻度（原則 3 ヶ月ごと 原則 2 週間ごと）など EDINT 提出義務化	2007 年 1 月 1 日 2007 年 4 月 1 日
3. 証券取引法 金融商品取引法に名称変更	金融商品取引法に全面改正（投資者保護のための横断的法制の整備） 取引所における自主規制機能の独立性確保など	公布日から 1 年 6 ヶ月以内の政令指定日（2007 年 9 月予定）
	開示制度の拡充 - 内部統制報告書の導入 - 四半期報告制度の整備 など	同上（ただし、適用は 2008 年 4 月 1 日以後開始事業年度から）

## 政省令案の主なポイント

金融商品取引法は、現行の証券取引法を中核として、金融先物取引法や投資顧問業法なども統合した大規模な法律である。そのため、その細目を定める政省令案も多岐に渡っている。

特に関心が高いと思われるポイントについて、その主な内容を示すと次のようになる。

**(1) 有価証券の範囲**

いわゆる学校債が「有価証券」に新たに指定されている。それに併せて、有価証券届出書などの記載内容なども整備されている。

**(2) 適格機関投資家の範囲**

事業会社が適格機関投資家となるための要件が緩和されている。具体的には、有価証券報告書提出会社以外の会社も適格機関投資家となることができる。また、保有する有価証券の残高の要件も、「100 億円以上」から「10 億円以上」に緩和される。

個人についても、保有する有価証券の残高が 10 億円以上で、口座開設から 1 年以上経過している者は、機関投資家となることを選択できるようになる。

**(3) 不招請勧誘等の禁止の対象**

金融商品取引法では、不招請勧誘の禁止（勧誘の要請をしていない顧客に対して訪問・電話で勧誘すること）、再勧誘の禁止（取引を断った顧客に勧誘を継続すること）、クーリング・オフ（書面による解除）などの制度が、対象となる取引を限定した上で導入されている。

今回の政省令案で、各規制の対象として指定されている取引は次の通りである。

不招請勧誘の禁止.....店頭金融先物取引

再勧誘の禁止.....金融先物取引

クーリング・オフ.....投資顧問契約

**(4) プロ・アマ区分の基準**

金融商品取引法では、顧客を「プロ（特定投資家）」と「アマ（一般投資家）」を区分して、それに応じて規制内容を変えることとしている。

政省令案では、原則、「プロ」扱い（「アマ」選択も可能）とする顧客として、地方公共団体、政府系機関、上場会社、資本金 5 億円以上の会社などを指定している。

他方、個人投資家は、原則として、「アマ」扱いされるが、次の条件を全て満たす場合は、「プロ」扱いを選択することができる。

純資産 3 億円以上

一定の金融資産 3 億円以上

最初の契約締結から 1 年経過

**(5) 内部統制報告書・四半期報告書の提出義務者**

金融商品取引法の下では、開示制度の拡充として、次の ~ が制度化される。

内部統制報告書の提出義務

四半期報告書の提出義務

有価証券報告書の記載内容の確認書の提出義務

政省令案では、これらの開示義務の対象企業を、「上場株券等の発行会社」とすることが明記されている。

なお、四半期報告書、内部統制報告書等の様式や作成方法等については、今回の政省令案には盛り込まれていない。今後、別の内閣府令案によって定められる予定である。

#### **(6) 四半期報告書の提出期限**

四半期報告書の提出期限は、四半期経過後 45 日以内とすることが明記された。

ただし、銀行・保険会社の第 2 四半期報告書については、60 日以内とされている。